

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

July, 2010

なごみ便り

www.101dog.co.jp

中小企業倒産防止共済制度が改正され、 平成22年7月から一部施行されます。

「中小企業倒産防止共済法・小規模企業共済法の一部を改正する法律」が平成22年4月14日に成立、同21日に公布されましたが、改正することが決まっただけで具体的な内容や施行日は定められておりませんでした。

中小企業倒産防止共済制度



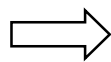
【 制度概要 】

万が一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に共済金の貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。

【 今回の改正内容 】



共済事由の拡大



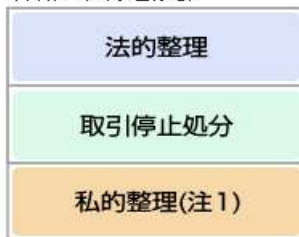
平成22年7月1日より施行!!

取引事業者が「**私的整理**」を行う場合についても「倒産」とし、共済金の貸付を受けられるようになります。 夜逃げについては、改正後も倒産とは認められません。

【改正前】
(平成22年6月30日まで)



【改正後】
(平成22年7月1日から)



私的整理とは法的整理とは違って裁判所を通さず任意に行う清算をいいます。



(注1) 債務整理の委託を受けた弁護士等が書面によって支払を停止する旨の通知(支払停止通知)の日が平成22年7月1日以降(改正の日以降)の私的整理から、共済金の貸付の対象となります。また、弁護士等からの「支払停止通知の日」が私的整理による「倒産日」となりますので、共済金の貸付請求可能期間は支払停止通知の日から6ヶ月以内となります。貸付請求の際には、支払停止通知の写しが必要になりますのでご注意ください。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

平成23年10月までに施行予定のもの



共済金の貸付限度額が3,200万円から8,000万円に引き上げられます。

	【現行】		【改正】
掛金月額	5千円～8万円	→	掛金月額 5千円～20万円
掛金総額	320万円上限		掛金総額 800万円上限

掛け金はこれまでと同様に全額、損金・必要経費に算入できます。

しかも掛金は掛捨てではありません。

貸付金額は最大8,000万円となり、掛金総額の10倍に相当する金額と被害償権額のいずれか少ない金額が貸付額となります。



貸付金を繰り上げて償還した完済者に新たに手当金が支給されます。

月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。

手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決められる予定です。

小規模企業共済制度



【 制度概要 】

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

また、掛金は全額所得控除となるため節税にもなります。

【 今回の改正内容 】

平成23年1月1日より施行



共済契約を締結できる小規模企業者の範囲の拡大

加入対象者に個人事業主の「**共同経営者(個人事業の経営に携わる個人)**」が追加されます。



そのほか、「**共済契約の締結拒絶事由の追加**」や「**みなし解除事由の見直し**」、「**掛金納付月数の通算の対象者拡大**」などがあげられていますが具体的な内容については発表されておられません。

共同経営者の詳細な範囲を含め内容の詳細は今後公布される省令により、確定次第発表されます。

(文章担当：桂・大原)

～ 戦略 MG(マネジメント)研修のご案内 ～

参加者全員が社長に扮し、自分の会社の経営を進め、毎期末後に決算を行い財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。

余談ですが、SバンのS社長はSバンを立ち上げる前に博多でこのマネジメントを受講されています。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。

株式会社 和 TEL. 06-6944-4117